

3月のごみ収集日について（お知らせ）

3月のごみ収集日程は、下記の通りとなっていますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆3月のごみ収集日予定表（日付は3月の収集日です）

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 栄	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	6日(火)	5日(月)	2日(金)	1日(木)	2日(金)	5日(月)	7日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	13日(火)	12日(月)	9日(金)	8日(木)	9日(金)	12日(月)	14日(水)
缶 (第3・第5曜日)	20日(火)	19日(月)	16日(金)	15日(木)	16日(金)	19日(月)	22日(木)
プラスチック (第3曜日)	20日(火)	19日(月)	16日(金)	15日(木)	16日(金)	19日(月)	22日(木)
もやせないごみ (第4曜日)	27日(火)	26日(月)	23日(金)	22日(木)	23日(金)	26日(月)	28日(水)
紙 類	火 6・13・ 20・27	月 5・12・ 19・26	金 2・9・16・ 23・30	木 1・8・15・ 22・29	金 2・9・16・ 23・30	月 5・12・ 19・26	水 7・14・28
もやせるごみ	火・金 2・6・9・ 13・16・ 20・23・ 27・30	月・木 1・5・8・12・15・19・22・26・ 29	月・水・木 1・5・7・8・12・ 14・15・19・22・ 26・28・29	火・水・金 2・6・7・9・ 13・14・16・ 20・23・27・ 28・30			

- 不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
- ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や前夜出しはしないでください）。
- びんは、色により3種類（①透明、②茶色、③その他）に分けて、それぞれ資源の袋（赤）に入れて出してください。
- 缶類とプラスチック類は、それぞれに分けて資源の袋（赤）に入れて出してください。
- スプレー缶や使い捨てライターのごみの出し方について
次のことをきちんと守ってごみ出しをしてください。
★スプレー缶などは、①中身を必ず使い切ること。②必ず穴を開けること（風通しの良い所で）。
★ライターは、ガスを使い切ること。

◎祝日に伴う収集日の変更について
市街東北本線西側の資源ごみ（缶、プラスチック）は22日(木)に収集日の変更になります。お間違えのないようご注意ください。

◎角田衛生センターのごみ搬入受付時間変更について
ごみ搬入の受付時間については、これまで受付終了時間を午後6時まで延長して対応してきましたが、下記の通り変更することになりました。ごみ搬入の際には、お間違えのないようご注意ください。

- ①変更年月日 平成19年4月2日(月)～
 - ②変更内容 変更前は「午前8時30分から午後6時まで」でしたが、**変更後は「午前8時30分から午後5時まで」と**なります。
- ※各ご家庭などに配布している「ごみ分別・出し方ガイドブック」やポスターにつきましても、記載している受付時間を訂正いただきますよう併せてお願いします。

ごみ分別の徹底について（お願い）
転入や転出の多い時期を迎え、引越しなどに伴ってさまざまな種類のごみが発生するものと思われまます。その中には包装紙や封筒など、資源ごみとして分別できる雑紙類が多く混入していることがあります。リサイクルの第一歩は分別から始まります。資源の有効利用のため、こまめな分別をお願いします。
また、粗大ごみについては、安易に不法投棄したり、集積所に放置するといったケースが見受けられます。このような行為は周辺住民に大変迷惑を掛けるとともに、地域の景観をも損なうこととなりますので絶対にしないでください。皆様のご協力をお願いします。

☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ
●日時 3月1日(木)・15日(木) 11:00～11:30(時間厳守)
●場所 健康センター前
(注意事項)犬を登録している方は、鑑札(小判形)を持参してください(保健所の職員が来るまで待っていただくことがあります)。
猫の場合は、必ず麻袋(土のう袋は不可)など丈夫な袋に入れてください。また、届け出書が必要となりますので印鑑をご持参ください。

平成19年度外出支援サービス利用
助成券を交付します

重度心身障害者移動サービス利用
助成券を交付します

市では、公共交通機関を利用できない65歳以上の在宅高齢者の方に、タクシーを利用する際の料金を助成するサービスを実施しています。利用を希望される方は、次の手続きが必要です。

- 対象者 65歳以上の在宅高齢者で、次の要件にすべて該当する方
- ①要介護認定で要介護3以上の方
- ②市民税非課税の方
- 助成内容 市が委託契約しているタクシーを利用する場合、基本料金相当額の助成券を、月4枚(乗車1回に1枚)を単位として交付するものです。

※障害者を対象とした、重度心身障害者移動サービス利用助成券の交付を受けている方はご利用できません。

- 申請に必要な物
- ①印鑑
- ②介護保険被保険者証
- 申請受付開始日 3月26日(月)

助成券の利用は4月1日からになります。申請が遅れると、1ヵ月を単位として助成券の交付枚数が減りますのでご注意ください。

- 申請場所 長寿課(総合福祉センター内)または市民課総合窓口(市庁舎1階)で申請できます。

☎長寿課高齢福祉係 ☎22-1361

市では、心身に重度の障害がある方の社会参加を促進するため、重度心身障害者移動サービス利用助成券(タクシー券、燃料券)を交付します。どちらか一方を選択してご利用ください。

- 助成内容 タクシー券は小型タクシーの基本料金相当額分(1ヵ月当たり4枚)を助成、燃料券は自動車に係る燃料費の1,200円分(1ヵ月当たり1枚)を助成
- 対象者
- ①身体障害者手帳「1級・2級」をお持ちの方、足(脚)に不自由があり、障害部位別の等級が「3級」をお持ちの方、内部障害(心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害)があり、障害部位別の等級が「3級」をお持ちの方
- ②療育手帳「A」をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳「1級」および「2級」をお持ちの方

※所得制限があるほか、市税を完納していることが条件となります。また、施設入所者や3ヵ月以上医療機関に入院している方、高齢者対象の外出支援サービス利用助成券を交付されている方を除きます。

また、燃料券は、障害者本人が自ら運転しない場合は次の要件が必要になります。

- ①身体障害者手帳の種類が「1種」の方や療育手帳の種類が「1種」の方、精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方が所有する自動車について、その本人の利用のために、同居している家族の方が自身の所有する自動車を運転する場合
- ②療育手帳をお持ちの方や、18歳未満で身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方について、その本人の利用のために、同居している家族の方が自身の所有する自動車を運転する場合

- 申請に必要な物
- ①印鑑
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ③自動車検査証(燃料券のみ)
- ④運転免許証(燃料券のみ)
- 申請受付開始日 3月26日(月)

助成券の利用は4月1日からになります。申請が遅れると、1ヵ月を単位として助成券の交付枚数が減りますのでご注意ください。

- 申請場所 両券とも福祉事務所社会福祉係で申請できるほか、タクシー券については市民課の総合窓口でも申請できます。

——思いやりのある良質で信頼される医療を目指して—— 公立刈田総合病院紹介

公立刈田総合病院が公共建築賞優秀賞を受賞しました

公共建築賞は優れた公共建築を表彰することにより、公共建築の総合的な水準を向上させることを目的として、公共建築協会が国土交通省や全国知事会、全国市長会、全国町村会の後援を得て一年おきに実施しているものです。今回で10回目を迎え、全国から167件の応募がありました。審査は全国9地区で実施され、31件が優秀賞に選ばれています。

当院は東北地区で、せんだいメディアテークや福島県立郡山養護学校などと共に優秀賞を受賞しました。受賞理由は「構想段階から利用者や専門家の参加によって複雑な機能を明快なプランにまとめあげ、病院建築の一つの形を提案した、設計者をはじめとする関係者の努力を評価」とされています。

当院では平成14年5月の新築移転後、数々の建築賞を受賞していますが、今回の受賞は公共建築物として高い評価を得たものです。今後ともこの恵まれた療養環境を生かしながら、患者様に安全で質の高い医療を提供していきたいと考えています。



公立刈田総合病院 ☎25-2145



公共建築協会が発行する雑誌「公共建築」で紹介された当院